

---

プロジェクト **ASAF 対応（開示に関する取組み）**

項目 **IASB 公開草案「IAS 第 1 号の修正案」の概要説明**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、IASB が 2014 年 3 月 25 日に公表した公開草案「IAS 第 1 号『財務諸表の表示』の修正案」（以下、「本 ED」という。）の提案内容について概要を説明するとともに、質問への回答の方向性を議論いただくことを目的としている（コメント期限は 2014 年 7 月 23 日）。

### 前提

2. 本 ED で提案されている項目の多くは、主として IASB の開示に関する取組みの成果として提案されているものであるが、一部の項目は IFRS 解釈指針委員会に寄せられた要望書に基づき提案されている。
3. 本 ED において「表示」という用語は、純損益及びその他の包括利益の計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書において表示項目として表示することを意味し、「開示」という用語は、注記における開示を意味するように使用されている。なお、概念フレームワークの見直しプロジェクトにおいて、「表示」及び「開示」という用語の使用法が検討されている。

### 質問項目

4. 本 ED で提案されている質問項目は、次のとおりである。

質問 1——開示に関する取組みによる修正
----------------------

<p>開示に関する取組みから生じた IAS 第 1 号の修正の目的は、表示及び開示の要求事項のいくつかを明確化して、企業が同基準を適用する際に判断を使用できるようにするよう狭く焦点を絞った修正を行うことである。この修正は、IAS 第 1 号の一部の要求事項の文言がこうした判断の使用を妨げてきた可能性があるとの懸念に対応するものである。</p>
--

修正案は以下に関するものである。

- (1) 重要性と集約
- (2) 財政状態計算書並びに純損益及びその他の包括利益計算書
- (3) 注記の構成
- (4) 会計方針の開示

これらの修正のそれぞれに同意するか。修正案のいずれかについて、懸念あるいは代替的な提案があるか。

**質問2——持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示**

持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示について IAS 第1号を修正するという IASB の提案に同意するか。

同意しない場合、理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

**質問3——経過措置及び発効日**

本 ED で示している IAS 第1号の修正についての経過措置に同意するか。

同意しない場合、理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

**開示に関する取組みの成果として提案される修正**

**背景**

5. IASB は、2011 年アジェンダ協議において、現行の会計基準における開示要求を見直し、開示のフレームワークを開発する要望を受けた。「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直しにおいて表示及び開示を検討しており、その成果は、IASB が新基準の開発又は現行基準の修正を行う際に役立つこととなる。
6. この概念フレームワーク・プロジェクトを補完するものとして、2013 年に開示に関する取組みを開始した。開示に関する取組みは、短期及び中期のものを含むいくつかのプロジェクトと継続的な活動で構成されており、表示及び開示の原則と要求事項どのように改善できるのかを検討するものである。
7. 本 ED は、開示に関する取組みにおける短期プロジェクトの1つの成果である。IASB は、現行の表示及び開示の要求事項に関して指摘されている懸念のいくつかに対処し、財務諸表作成者や監査人等が会計基準を適用する際に判断を行使できるようにするために、IAS 第1号を明確化する限定的な修正を提案している。

**重要性と集約**

8. 本 ED は、重要性の要求事項を修正し、以下の点を強調することを提案している。
  - (1) 企業は、情報の集約又は分解を、有用な情報を不明瞭にするような方法で行ってはならない。
  - (2) 重要性の要求事項は、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書並びに注記に適用される。
  - (3) ある基準が具体的な開示を要求している場合に、その情報に重要性があるかど

うか（したがって、その情報の表示又は開示が必要とされるか）を判定するために評価しなければならない。

9. 本 ED は、重要性の概念が実務においてうまく適用されておらず、これには IFRS における重要性に関するガイダンスが不明確であり、実務において誤解が生じていることもその理由の 1 つであるというフィードバックを踏まえ、IASB が提案しているものである。具体的には、次のような見解が示されている（BC1 項）
  - (1) 情報に重要性がない場合に開示しなくてもよいという規定について、財務諸表の本表には表示しなくてよいものの、注記において開示しなければならないと考える人がいた。（BC2 項）
  - (2) 会計基準が具体的な開示を要求している場合には、その項目については重要性にかかわらず開示しなければならないと考える人がいた（例えば、「最低限として」という文言）。（BC3 項、BC4 項）
  - (3) 財務諸表の本表における金額に重要性がある場合に、関連する項目は全て注記しなければならないと考える人がいた。（BC3 項、BC5 項）
10. なお、IAS 第 1 号の第 7 項において、「重要性がある」の定義は、「項目の脱漏又は誤表示が単独で又は総体として経済的意志決定に影響を与える可能性がある場合には重要性がある」とされており、単独で及び総体としての重要性の評価の考え方は既に織り込まれている。このため、重要性を総体として評価することが何を意味するのかについての追加的なガイダンスは、開示に関する取組みの一部として行っている重要性のより幅広い検討プロジェクトに委ねるとされている。（BC5 項）
11. IASB は、重要性がない情報で有用な情報を覆い隠すことは、有用な情報の可視性を損ない理解可能性が低下するものの、企業が重要性のない情報を開示することを禁止することは運用可能でないと考えている。しかし、こうした開示によって、重要な情報が不明瞭になることがないようにすべきである旨を強調する提案がされている。（BC6 項、BC7 項）
12. これに伴い、修正が提案されている主な要求事項は以下のとおりである。（新たな文言に下線を付している。）

項番号	修正が提案されている主な要求事項
第 30A 項	<u>本基準及び他の IFRS を適用する際に、企業は、すべての関連性のある事実及び状況を考慮に入れて、財務諸表に含まれる情報をどのように集約又は分解するのかを決定しなければならない。企業は、情報の集</u>

	<u>約又は分解を、有用な情報を不明瞭にするような方法（性格の異なる項目を集約したり、有用な情報を重要性のない情報で覆い隠したりするなど）で行ってはならない。</u>
第 31 項	<u>いくつかの IFRS は、企業の財務諸表で表示又は開示することが要求される情報を特定している。これらの具体的な要求事項にかかわらず、企業は、当該情報のすべてを表示又は開示する必要があるのか、それとも、情報の一部に重要性がなく、それを表示又は開示すると重要性のある情報から注意がそらされて財務諸表の理解可能性が低下することになるのかを、評価しなければならない。企業は、IFRS で要求されている具体的な開示について、それがもたらす情報に重要性がない場合には、財務諸表（注記を含む）において提供する必要はない。これは、IFRS が具体的な要求事項のリストを記載している場合や、最低限の要求事項として記述している場合であっても、同じである。また、企業は、ある IFRS で扱われている事項に関する情報を財務諸表利用者のニーズを満たすために表示又は開示する必要があるかどうかについて、当該情報が当該 IFRS の具体的な開示要求に含まれていない場合であっても考慮しなければならない。</u>

### コメントの方向性（案）

13. コメントの方向性としては、以下が考えられる。

- (1) 提案されている内容は、財務諸表利用者による財務諸表の理解可能性の向上に資すると考えられ、提案を概ね支持する方向でどうか。但し、提案されている内容のみでは、実務に対する影響は限定的であり、開示量が必要以上に多くなっているため効果的なコミュニケーションが阻害されているという関係者からの懸念には十分に対応できないと考えられる。
- (2) このため、我々は、「重要性」や個別基準の見直しについて中期のプロジェクトとして予定されている取組みが、可能な限り速やかに行われるように期待する。
- (3) なお、第 31 項の最後の文章において、企業に対し、財務諸表利用者のニーズを満たすために表示又は開示する必要があるかどうかについて考慮することを要求しているが、必ずしも重要性の適用の明確化に資するとは考えられないほか、企業が広範な財務諸表利用者のニーズを考慮することは実務上困難であると考えられる。このため、最後の文章を削除することを提案する。

### 財政状態計算書又は純損益及びその他の包括利益計算書

14. 本 ED は、次のとおり、財政状態計算書並びに純損益及びその他の包括利益計算書における表示に関する規定を改訂することを提案している。
- (1) 表示項目に係る表示の要求事項は、特定の表示項目の分解によって満たし得ることを明確化する。
  - (2) 企業が IAS 第 1 号の第 55 項及び第 85 項に従って小計を表示する際の要求事項を導入する。
15. 提案の背景として、次のような問題意識が述べられている。IAS 第 1 号の第 55 項では、それを表示することが企業の財政状態の理解に目的適合的である場合に、追加的な表示項目、見出し及び小計を表示することを要求しているが、IAS 第 1 号の第 54 項で列挙されているこれらの表示項目については分解表示することができないという誤解や、会計基準に定めのない小計の表示は禁止されているという誤解がある。純損益及びその他の包括利益の計算書においても同様であるとされている。(BC9 項から BC12 項)
16. また、会計基準に定めのない小計を表示することについての懸念に対処し、企業に規律を提供するため、財政状態計算書並びに純損益及びその他の包括利益の計算書において小計を表示する場合に考慮すべき共通の要求事項として、小計が理解可能であり、毎期の継続性があることが提案されている。(BC13 項から BC15 項)
17. 前項に加え、純損益及びその他の包括利益の計算書については、現行の IFRS で要求される合計及び小計よりも目立つような表示をしないこと、及び、IAS 第 1 号で定めている合計及び小計との関係の理解に役立てるために IAS 第 1 号の重要性の要求事項を条件に、会計基準に定めのない小計と会計基準で要求される小計とを調整する表示項目を表示することが提案されている。(BC14 項)
18. なお、IASB は、「非 GAAP」測定値の促進を意図していると思われる可能性のある修正を提案することは望んでいない。IAS 第 1 号の第 55 項又は第 85 項に従って表示される小計の適正な表示に関する追加的なガイダンスを提供することを目的としており、追加的な要求事項により、どのような要因を考慮すべきなのか明確化されていると考えている。(BC15 項)
19. これに伴い、修正が提案されている要求事項及び関連する要求事項は、次のとおりである。なお、削除する文言には取消線、新たな文言に下線を付している。また、太字のパラグラフは、IFRS における表記と整合的に主要な原則を示している(以下、同様。)

項番号	修正が提案されている主な要求事項及び関連する要求事項
<b>財政状態計算書に表示すべき情報</b>	
第 54 項	<p>財政状態計算書には、最低限、次の金額を表す項目を掲記しなければならない。</p> <p>(a) 有形固定資産 ～ (略) ～</p> <p>(r) 親会社の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金</p> <p><u>これらの表示項目は、分解して表示することが企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、分解しなければならない。例えば、企業は、第54項(a)に定めている「有形固定資産」を、財政状態計算書において「不動産 (property)」、「工場施設 (plant)」及び「器具 (equipment)」という独立科目に分解することにより、財務諸表利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができると判断するかもしれない。</u></p>
第 55 項	<p>企業は、追加的な表示項目、見出し及び小計の表示が企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、それらを財政状態計算書上に表示しなければならない。</p>
第 55A 項	<p><u>企業が第55項に従って小計を表示する場合には、当該小計は次のようなものとしなければならない。</u></p> <p>(a) <u>IFRS に従って認識及び測定が行われている項目で構成されている。</u></p> <p>(b) <u>何が当該小計を構成しているのかが理解可能となる方法で表示され命名されている。</u></p> <p>(c) <u>毎期の継続性がある。</u></p>
<b>純損益の部又は純損益計算書に表示すべき情報</b>	
第 82 項	<p>他の IFRS で要求している事項に加えて、純損益の部又は純損益計算書には、当該期間に係る次の金額を表す科目を含めなければならない。</p> <p>(a) 収益 ～ (略) ～</p> <p>(f)-(i) [削 除]</p> <p><u>これらの表示項目は、分解して表示することが企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、分解しなければならない。</u></p>

その他の包括利益の部に表示すべき情報	
第 85 項	企業は、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目、見出し及び小計を、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に表示しなければならない。
第 85A 項	<p>企業が第85項に従って小計を表示する場合には、当該小計は次のようなものとしなければならない。</p> <p>(a) <u>IFRS に従って認識及び測定が行われている項目で構成されている。</u></p> <p>(b) <u>何が当該小計を構成しているのかが理解可能となる方法で表示され命名されている。</u></p> <p>(c) <u>毎期の継続性がある。</u></p> <p>(d) <u>本基準で定めている小計及び合計よりも目立つ形では示さない。</u></p>
第 85B 項	企業は、第85項に従って表示する小計を、本基準で要求している小計又は合計と調整しなければならない。これは、除外されている項目のそれぞれを純損益及びその他の包括利益の計算書に表示することによって行う。
第 86 項	企業のさまざまな事業活動、取引及びその他の事象の影響は、頻度、利得又は損失の潜在的可能性、及び予測可能性によって異なってくるので、財務業績の内訳を開示することは、利用者が達成された財務業績を理解し、将来の財務業績を予測するのに役立つ。企業は、財務業績の内訳を説明するのに必要な場合には、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に表示項目を追加し、科目表記と項目の順序も修正する。企業は、収益及び費用の項目の重要性、性質及び機能などを含む要因を考慮する。例えば、金融機関は、金融機関の営業に関連性のある情報を提供するために、科目表記を修正することができる。企業は、第32項の要件が満たされている場合を除き、収益と費用を相殺しない。
第 87 項	企業は、収益又は費用のいかなる項目も、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書又は注記において、異常項目として表示してはならない。

#### コメントの方向性（案）

##### （分解表示）

20. 分解表示に関する提案の方向性について概ね支持するが、次の修正を提案すること

が考えられるかどうか。

- (1) 第 54 項及び第 82 項で提案がされている、「分解して表示することが企業の財政状態（又は財務業績）の理解に関連性がある場合には、分解しなければならない」という記述によると、分解すればするほど関連性が高まるとの誤解が生じ、実務に混乱をもたらす可能性がある。このため、「分解して表示することによって、企業の財政状態（又は財務業績）の理解可能性が高まり、企業の財政状態（又は財務業績）の理解に関連性があると考えられる場合、分解しなければならない。」とすることを提案する。
- (2) 第 54 項で記述されている、「有形固定資産 (property, plant and equipment)」を、財政状態計算書において「不動産 (property)」、「工場施設 (plant)」及び「器具 (equipment)」という独立科目に分解するという例は、通常の実務でない分解表示であり、誤解を招く可能性がある。このため、仮に例示を示す場合、提案されている要求事項に関連する他の分解表示の例（例えば、「土地 (land)」、「建物 (building)」への分解表示）を示すことを提案する。

#### (小計の表示)

21. 小計の表示に関する提案によって、現行の要求事項における適用の整合性が向上することが期待され、提案を概ね支持するが、次の点について、更なる検討を行うことを提案することが考えられるかどうか。
  - (1) 第 55A 項や第 85A 項における小計に関する提案が、どのような小計まで許容するのか（例えば、単純に加算や減算のみを行うもの以外の表示が認められるか、非反復的な項目について除いた項目の小計又は合計を表示することが認められるか）について明確でない。我々は、たとえば業種別に小計又は合計として表示すべき内容が異なり得る旨は認識しているが、基準において明確な定めのない小計又は合計の表示を抑制し、財務諸表利用者をミスリードする可能性を減少させる観点を重視する。どのような小計を許容するか（また、禁止するか）について、基準本文又は追加的なガイダンスにより、明確化を図るべきと考えている。

#### **注記の構成**

22. 本 ED は、注記の構成に関する要求事項の修正について、次のとおり提案している。
  - (1) 企業が注記の体系的な順序を決定する際に、財務諸表の理解可能性と比較可能性を考慮すべきであることを強調する。
  - (2) 企業には注記の体系的な順序について柔軟性があり、IAS 第 1 号の第 114 項で



列挙している順序による必要はないことを明確化する。

23. 提案の背景として本 ED では、一部の投資家は、開示がどのように関連しているかを理解したいと考えている一方、IAS 第 1 号の第 114 項は「企業は通常、注記を次の順序で記載する。」とした上で具体的な注記の順序が示されているため、この順序に従わない場合は「異常」であり、企業が順序を変えることは難しいという誤解が存在することが示されている。(BC16 項)
24. IASB ボード会議における審議の結果、IAS 第 1 号の第 114 項の順序は例示にすぎないことが確認され、注記を企業固有の方法で配列することの利点として、財務諸表における結合性と関連付けが高まる点、主要な取引及び事象を目立たせることができる点、経営者が何が企業にとって重要と考えているのかに関する理解を提供する点が識別された。(BC17 項)
25. なお、IAS 第 1 号の第 113 項では、注記の配列に体系又は理由がなければならないことが要求されている。IASB は、注記の順序を決定する際に財務諸表の理解可能性及び比較可能性を考慮すべきと考えるが、理解可能性を高めるために注記の順序を変更することは企業間の比較可能性を低下させる可能性があり、これらはトレードオフ関係にあることを承知している。しかし、電子版の財務諸表の使用が増大していることにより、財務諸表内部及び企業間で情報の検索及び比較を行うことが容易になっており、注記に規範的な順序を設けることの便益は少なくなっていると考えている。(BC19 項)
26. これに伴い、修正が提案されている主な要求事項は、次のとおりである。(削除する文言には取消線、新たな文言に下線を付している。)

項番号	修正が提案されている主な要求事項
第 113 項	<p><b>企業は、実務上可能な限り、注記を体系的な方法で記載しなければならない。企業は、<del>財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書の各項目を、注記における関連情報と相互参照しなければならない。</del>体系的なアプローチを決定する際に、企業は財務諸表の理解可能性及び比較可能性を考慮しなければならない。</b> (削除された部分は第115項へ)</p>
第 113A 項	<p><u>注記の体系的な順序を決定する際に、企業は、財政状態又は財務業績の理解に最も関連性が高いと考える開示を目立たせる方法又はいくつかの注記の間の関係を理解可能にする方法で注記を配列する場合がある。例えば、企業は、金融商品に関する注記（例えば、純損益に認識した公正価値</u></p>

	<p><u>変動、財政状態計算書に認識した公正価値、及びそうした金融商品の満期などに関する注記)を1つにまとめることによって注記を配列することができる。注記をこうした方法でグルーピングすることで、開示されている情報の種類の間にはどのような関係があるのかをより明確にすることができる。さらに、この開示のグループを財務諸表のどこに置くのかは、企業の財政状態又は財務業績の理解にとっての金融商品の相対的な重要度を企業がどのように考えるのかによって決定される場合もある。</u></p>
第 114 項	<p><u>あるいは、注記の体系的な順序を決定する際に、企業は通常、注記を次の順序で記載することもできる。財務諸表利用者が、注記が企業の財務諸表とどのように関連しているのかを理解し、他の企業の財務諸表と比較するのに役立つようにするためである。</u></p> <p>(a) IFRS に準拠している旨の記述 (第16項参照)</p> <p>(b) 適用している重要な会計方針の要約 (第117項参照)</p> <p>(c) 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に表示した項目についての裏付けとなる情報 (これは、例えば、各計算書及び各表示項目が表示されている順序で開示することができる)</p> <p>(d) その他の開示事項 (次の項目を含む)</p> <p>(i) 偶発負債 (IAS 第37号参照) 及び未認識の契約上のコミットメント</p> <p>(ii) 非財務開示事項、例えば、企業の財務リスク管理目標及び方針 (IFRS 第7号参照)</p>
第 115 項	<p><u>状況によっては、注記の中での個別項目の順序を変更することが必要又は望ましい場合もある。例えば、企業は、純損益に認識した公正価値の変動に関する情報を、金融商品の満期に関する情報と組み合わせることができる。前者は純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に関するものであり、後者は財政状態計算書に関するものであるにもかかわらずである。しかし、実務的に可能な限り、企業は注記の体系的な構成を維持する。</u></p> <p><b><u>企業は、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書において表示する各項目を、注記における関連情報と相互参照しなければならない。</u></b> (第113項から移動)</p>
第 116 項	<p>企業は、財務諸表作成の基礎及び個別の会計方針に関する情報を提供</p>

	する注記を、財務諸表の別個のセクション又は他の注記の一部として表示開示することもできる。
--	--

### コメントの方向性（案）

27. 提案されている内容は、次の理由から支持しないことかどうか。

- (1) 注記を企業固有の方法で配列する利点について理解できるが、検索や企業間の比較の容易性等から、注記を決まった順序で配列することを選好する財務諸表利用者の方が多いという見解も示されている。注記の順序は、財務諸表利用者による理解可能性が最も重要な考慮要因であることから、財務諸表利用者の多くが注記を企業固有の方法で配列することを求めているのかについて、基準の最終化までに、追加的なりサーチが必要と考える。
- (2) 第 113 項において、企業が注記の体系的なアプローチを決定する際に、財務諸表の理解可能性及び比較可能性を考慮しなければならないとされているが、比較可能性が企業間の比較を指すものとした場合、企業が他の企業との比較可能性を考慮して財務諸表の体系的なアプローチを決定することは実務上困難と考えられる。また、理解可能性には企業の期間比較可能性も含まれるという見解もある。このため、本要求事項案における「比較可能性」への言及について削除することを提案する。

### 会計方針の開示

28. IASB は、重要な会計方針の識別に関する IAS 第 1 号の第 120 項のガイダンスを削除すること（有用でないおそれのある例示の削除を含む）を提案している。
29. IAS 第 1 号の第 117 項は重要な会計方針の開示を要求しており、第 118 項から第 124 項では重要な会計方針に関するガイダンスが示されている。第 120 項において、財務諸表利用者が開示を期待するであろう方針の一例として、法人所得税に関する会計方針と外貨換算に関する会計方針が例に挙げられているが、これらの会計方針がどのような理由で有用となり得るのかについて疑問が寄せられていた。（BC21 項）
30. IASB は、第 120 項を削除することを提案するとともに、何が重要な会計方針であるのかについて明瞭にする必要があることを認識しており、開示に関する取組みの中の重要性プロジェクトの一環として追加的な作業を行うことを予定している。（BC22 項）
31. 修正が提案されている主な要求事項は、次のとおりである。（削除する文言には取

消線、新たな文言に下線を付している。)

項番号	修正が提案されている主な要求事項御及び関連する要求事項
第 117 項	<p><b>企業は、重要な会計方針の要約において、次の事項を開示しなければならない。</b></p> <p><b>(a) 財務諸表を作成する際に使用した測定基礎</b></p> <p><b>(b) 財務諸表の理解に関連性のある使用したその他の会計方針</b></p>
第 118 項	<p>企業が財務諸表に使用した測定基礎（例えば、取得原価、現在原価、正味実現可能価額、公正価値又は回収可能価額）を利用者に知らせることは重要である。企業が財務諸表を作成する基礎が、利用者の分析に大きく影響を与えるからである。企業が財務諸表で複数の測定基礎を使用している場合、例えば、特定の種類の資産が再評価される場合には、それぞれの測定基礎が適用される資産及び負債の分類を示せば十分である。</p>
第 119 項	<p>ある特定の会計方針を開示すべきかどうかを決定するにあたって、経営者は、その開示が、取引、その他の事象及び状況が業績や財務状態の報告にどのように反映されているのかを利用者が理解するのに役立つかどうかを検討する。特定の会計方針の開示は、当該方針が IFRS が認めている選択肢から選択される場合には、利用者に特に役立つ。一例は、企業が投資不動産に公正価値モデルと原価モデルのいずれを適用しているのかの開示である（IAS 第40号「投資不動産」参照）。いくつかの IFRS は、特定の会計方針の開示を具体的に要求しており、その中には、IFRS が認めているさまざまな会計方針の中で経営者が行った選択も含まれている。例えば、IAS 第16号では、有形固定資産の各種類について用いた測定基礎の開示を要求している。</p>
第 120 項	<p><del>各企業は、そのタイプの企業について開示されると財務諸表の利用者が期待するであろう営業活動及び会計方針の内容を考慮する。例えば、利用者は、法人所得税が課される企業には、法人所得税に関する会計方針（繰延税金負債及び資産に適用されるものを含む）の開示を期待するであろう。企業に重要な在外営業活動体又は外貨建取引がある場合には、利用者は、為替差損益の認識に関する会計方針の開示を期待するであろう。[削除]</del></p>

コメントの方向性（案）

32. 提案されている内容は、必ずしも有用とはいえない例示を削除するものであり、提案を支持することでどうか。

## 持分法で会計処理される投資から生じるその他の包括利益の項目の表示についての IAS 第 1 号の修正案

### 提案の概要及び背景

33. IFRS 解釈指針委員会は 2013 年 4 月に、持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益の項目の表示に関する IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における論点を明確化するよう要望を受けた。IAS 第 1 号の第 82A 項が明確でないため、実務において次の 3 種類の解釈がされ得ることが報告されていた。(BC1 項)
- (1) 持分法で会計処理される投資から生じたその他の包括利益 (OCI) に対する持分は、報告企業の他のその他の包括利益の項目とは性質が異なるため、単一の表示項目として総額を表示すべきである。
- (2) 持分法で会計処理される投資のその他の包括利益に対する持分は、性質別に独立の表示項目で表示すべきである。
- (3) 持分法で会計処理される投資のその他の包括利益に対する持分は、報告企業自身のその他の包括利益のうち性質が同じ項目に含めるべきである。
34. IASB は、OCI 項目を純損益に組み替えられる (リサイクルされる) ものとそうでないものとに分けて表示しなければならないことは、2011 年の IAS 第 1 号の修正において、持分法投資についても明確であることを確認した。(BC2 項)
35. また、2011 年の IAS 第 1 号の修正前の規定では、持分法投資の OCI に対する持分について、性質別に分類することを要求しておらず、2011 年の改訂によってこの規定を変更する意図がなかったことも確認した。(BC3 項)
36. 修正が提案されている主な要求事項は、次のとおりである。(削除する文言には取消線、新たな文言に下線を付している。)

項番号	修正が提案されている主な要求事項
第 82A 項	<del>その他の包括利益の部には、当期のその他の包括利益以下の金額に係る表示項目を表示しなければならない。それらは性質別に分類 (持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額を含む) し、他の IFRS に従って、次のものにグループ</del>

	<p><del>分けする。</del></p> <p>(a) <u>その他の包括利益の項目 (b)の金額を除く)を、性質別に分類し、他の IFRS に従って次のものにグループ分けする。</u></p> <p><del>(a)(i) その後に純損益に振り替えられることのないもの</del></p> <p><del>(b)(ii) その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの</del></p> <p>(b) <u>持分法を用いて会計処理している関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分を、他の IFRS に従って、次の項目に対する持分にグループ分けする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(i) <u>その後に純損益に振り替えられることのないもの</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(ii) <u>その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの</u></p>
--	--

#### コメントの方向性 (案)

37. 次の理由から、本 ED で提案されている修正文案を支持することでどうか。

- (1) 持分法は、投資者が重要な影響力を有する投資又は共同支配企業への投資から得られる成果について、利用者に純額ベースの情報を提供することを目的とするものと考えられる。しかし、第 33 項(2)の方法は、重要な影響力を有する投資等から得られる成果について発生源を区別せずに純額ベースで表示しようとする持分法の考え方と異なるほか、表示項目が多くなることで財務諸表利用者の理解可能性を低下させることになる恐れがある。
- (2) また、本資料第 33 項(3)の方法によると、持分法投資から発生した OCI 項目と親会社や子会社の資産及び負債から発生した OCI 項目とが区分して表示されないため、財務諸表利用者が持分法投資から得られた成果を理解することが困難になると考えられる。
- (3) 本 ED における提案は、本資料第 333 項(1)の方法に対応するものであるが、当該方法は重要な影響力を有する投資先等から得られる成果を純額で表示しようとする持分法の考え方と整合的である。

#### 経過措置及び発効日

38. IASB は、発効日を明示していないが、発効日から適用し早期適用を認めることを提案している。また、追加的な経過措置は必要ないとしている。(BC23 項)

コメントの方向性（案）

39. 提案を支持することでどうか。

以 上